# 1. 要介護認定調査委託の実績報告及び請求書の取扱いについて

## (1) 令和7年3月分の調査委託料の請求について

通常、委託料は調査を実施した月ごとに請求していただいていますが (例①②)、

3月に調査を依頼した分は、4月に調査しても、3月分としてご請求ください(例③④)。

例	調査依頼日	調査日	請求月	請求日
1	4/25	4/30	4月分として	5/10
2	4/25	5/1	5月分として	6/10
3	3/25	3/31	3月分として	4/10
4	3/25	4/1	3月分として	4/10

### ※ 委託料の請求区分について

請求区分は、対象者の自宅等や 調査員が所属する法人とは別法人の施設等で行う調査は「訪問」、 調査員が所属する法人の施設等で行う調査は「自施設」とします。調査場所までの距離や、対 象者が利用しているサービスの形態を問わず、<u>調査場所がどこであるか</u>によって区別していま す。

#### ※ 請求日について

委託料は調査いただいた翌月10日が請求書の提出締切日です。

⇒ 必ず期日までの提出をお願いいたします。やむを得ず遅れる場合はご相談ください。

# (2) 実績報告書及び請求書データの保護機能解除について・・・認定担当(資料1-1)

上記例④の場合の実績報告書及び請求書作成方法を、別紙のとおりお知らせします。 様式は市ホームページにてダウンロードできます。

## 2. 認定調査委託に係る調査票及び特記事項の記載方法について

···認定担当(資料1-2、資料1-3)

認定調査票及び特記事項の記載上の留意事項を配布しますので、認定調査員の皆様におかれましては、必ずご一読の上、ご記載いただきますようお願い致します。

## 3. 要介護認定調査におけるいわゆる「中1週間ルール」の徹底について

要介護認定調査の実施にあたり、調査員マニュアルに記載のとおり、過去1週間のより頻回な状況で判断する項目があることから、認定調査実施日当日から過去1週間に入退院や居所の変更がない日時を設定しております。居宅介護支援事業所等の皆様におかれましては、調査日の把握はもちろん、入退院やショートステイ等の変更などがございましたら、判明次第、なるべく早めにご連絡いただきますよう、お願い致します。なお、個別に相談が必要なケース(毎週末ショートステイを利用や小規模多機能で泊まりと在宅を不定期に変更する場合等)は、必ず小松市長寿介護課認定担当までご相談下さいますよう、お願い致します。

なお、委託の認定調査についても同様ですので、ご留意ください。

(例) 3月12日(水曜日)退院された場合、認定調査は3月20日(木曜日)以降に実施することになります。(退院日を0日(起算日)とし、中1週間あける必要があります。)

3/9 (日)	3/10 (月)	3/11 (火)	3/12 (水)	3/13 (木)	3/14 (金)	3/15 (土)
			退院日 起算日			
			(0日)		調査不可	
3/16 (日)	3/17 (月)	3/18 (火)	3/19 (水)	3/20 (祝)	3/21 (金)	3/22 (土)
			調査可能	調査可能	調査可能	
	調査不可			HAI TET , 1 LICT	H)41 TET , 1 UC	hu TT . 1 UC

※調査不可の期間中に再入院等居所の変更事由が発生した場合は、再度起算日(0日) として計算し直します。

# ※末期がん等により緊急の対応を要する認定調査について

認定申請が行われても、認定調査が完了するまでに亡くなられた場合は、認定調査票や主治医意見書など審査判定に必要な資料が揃わず、審査・判定を行うことができないため、申請は取下げすることになります。そのような状況になることを避けるため、がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがあり、早めの認定調査が必要な場合には、可能な限り対応させていただきますので、認定担当までお申し出ください。

# 4. 被保険者証等及び認定結果通知の窓口受け取りの委任について

・・・認定担当(資料1-4)

令和6年中に委任状の様式を変更いたしました。被保険者本人に代わって、介護支援専門員(ケアマネジャー)、高齢者総合相談センター職員、または施設・医療機関などの職員が、要介護認定等結果通知書及び介護保険被保険者証等を受け取りする場合、委任状の提出があれば受け取りが可能です。

様式については、ホームページにてダウンロードができます。

問い合わせ先

小松市役所 長寿介護課

認定担当 TEL: (0761)24-8147